

こども医療費助成のペナルティーの完全廃止を求める意見書

現在本市は少子化対策・子育て支援として子ども医療費の無償化を小学校6年生まで拡充し、償還払い方式・自動償還払い方式を実施している。本市において、現物給付方式ができない最大の理由は、国が行っている国民健康保険の財政調整交付金減額調整措置である。少子化対策が喫緊の国家的課題であるにも関わらず、現物給付方式を行うことで、交付金の減額措置が適用されることは、国として推し進める少子化対策と逆行した施策であり、地方のさらなる少子化対策・子育て支援拡充の阻害要因であるため、廃止すべきである。

また、全ての地方自治体でこども医療費助成が行われていることは、現行の少子化対策・子育て支援が明らかに不足していることを示す何よりの証拠である。国が本気で少子化対策を行うのであれば、全国一律のこども医療費助成制度を国の責任で行うべきものとする。

よって、本市議会は我が国の将来を担う子どもたちやその保護者が安心して医療を受けられるよう下記の事項を要請する。

記

1. 現在、都道府県市町村が行っているこども医療費の無料化を国の責任で行うこと。
2. 平成30年度から開始されるこども医療費助成の現物給付に対する国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティー廃止を未就学前に限定せず、廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月28日

沖縄県宜野湾市議会

《あて先》 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣